

## ブライダル需要喚起事業補助金交付要綱

制定 令和3年9月27日3次サ第160号  
一部改正 令和4年3月29日3次サ第312号

### (趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による結婚式の自粛等に伴う売上減少に苦しむ結婚式場に対する支援の強化と、若者の結婚式の希望を後押しするため、結婚式場業等を営む者が飲食を伴う信州結婚式プランに沿った結婚式を提供する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 結婚等

法律婚（婚姻届を提出した戸籍上の婚姻関係）又は事実婚（婚姻届を提出していないが事実上法律婚に準ずる関係）をいう。

(2) カップル

結婚等する予定である、又は結婚等している2人をいう。

(3) 結婚式

社会通念上、カップルが結婚等を機に催す挙式及び披露宴、又は単独で催される披露宴をいう。

(4) 結婚式場業等

生業として結婚式場を運営、又は結婚式を企画及び運営することをいう。

(5) 信州結婚式プラン

結婚式場業等を営む者が提供する第6の要件を満たす結婚式の計画をいう。

(6) クーポン券

本事業に基づき結婚式場業等を営む者が発行し、信州結婚式プランに対する割引額が記載されたもの。

### (補助対象期間)

第3 補助対象期間は、令和3年10月15日から令和4年3月6日まで及び令和4年5月13日から令和4年10月31日までとする。

(補助対象事業者)

第4 補助対象事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 結婚式場業等を営む者であること。
- (2) 事業計画書等を知事に提出し、承認を受けた者であること。
- (3) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団員の統制の下にないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者に該当しないこと。

(補助対象事業)

第5 補助対象事業は、信州結婚式プランに沿った結婚式をクーポン券で割引いてカップルに提供する事業をいう。

(信州結婚式プランの条件)

第6 次に掲げる事項は、信州結婚式プランの条件とする。

- (1) 飲食を伴うものであること。
- (2) 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会が作成した、結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿った内容であること。
- (3) いずれかが県内に住民票を有するカップルを対象とするものであること。
- (4) 結婚式実施以後、少なくとも1年間は、いずれかが県内に住民票を有する状態を継続することを誓約するカップルを対象とするものであること。
- (5) 他に、信州結婚式プランに沿った結婚式を行っていないカップルを対象とするものであること。
- (6) 信州の安心なお店認証制度認証店又は新型コロナ対策推進宣言店で結婚式を行うものであること。
- (7) 補助事業開始後、新規で予約した令和3年12月24日から令和4年1月16日までの期間に実施する結婚式を対象とするものでないこと。

(補助金額の算定方法)

第7 補助金額は、次号に定めるところにより算出された額の合計額とする。

- (1) カップルごとにア、イ及びウにより算出された額のいずれか少ない額（1万円未満の端数切り捨て）とする。

ア クーポン券の券面額

イ 10万円

ウ 信州結婚式プランに沿った結婚式のクーポン券による割引後の額に5分の1を乗じた額

2 前項の補助金額は、消費税及び地方消費税を除く。

(交付の条件)

第8 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (2) 虚偽の申請があった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の返還を求めることがあること。

(事業計画書の承認)

第9 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、ブライダル需要喚起事業補助金事業計画書(様式第1号)及び添付書類を提出し、事業計画の承認を受けなければならない。

- 2 承認を受けた事業計画の内容を変更しようとするときは、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
  - (1) 20パーセント以内の補助(見込)額の減額である場合
  - (2) 信州結婚式プランの内容に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合
- 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(交付の申請及び実績報告)

第10 規則第3条に規定する申請書、規則第12条第1項に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ブライダル需要喚起事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)
  - (2) ブライダル需要喚起事業補助金に関する実績内訳書(様式第3号)
  - (3) 結婚式を実施したことが確認できる写真
  - (4) カップルへの請求書及び明細書の写し
  - (5) カップルの信州結婚式プラン利用申込書
  - (6) 信州結婚式プランを適用したクーポン券
  - (7) カップルいずれかの住民票(県内に住民票を有する者のもの)
  - (8) ブライダル需要喚起事業補助金交付申請書兼実績報告書確認票
  - (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(交付決定等)

第 11 知事は、第 10 の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び確定を行い、その旨を提出者に通知するものとする。

(交付請求)

第 12 補助事業者は、第 11 の規定により交付決定兼確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、ブライダル需要喚起事業補助金交付請求書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第 13 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1 部とする。

(秘密保持)

第 14 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 前項の規定は補助事業の完了後も適用があるものとする。

(その他)

第 15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。